

◎新潟県告示第636号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

令和8年7月28日

新潟県知事 花 角 英 世

免許の取消しをした 年月日	免許の取消しをした 建築士の氏名	登録番号	免許の取消しの理由
令和8年6月12日	杉田 政男	第8291号	死亡
令和8年6月26日	本間 信吉	第13753号	死亡